

公益財団法人春日井市健康管理事業団運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、公益財団法人春日井市健康管理事業団（以下「事業団」という。）が事業を進めていくために必要な経費を補助し、その運営の充実及び住民福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、次に掲げる経費に相当する額以内の額とする。

- (1) 事業団の雇用する職員の年間給与実支給額、通勤手当（臨時職員にあっては、賃金及び通勤費）、社会保険等の事業主負担金及び退職積立金
- (2) 事業団が行う自主事業に必要な経費から講座等収入を差し引いた額

(申請の期日)

第3条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の4月10日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第3号の規定により、補助金交付申請書に添付すべき書類は、第2条各号に掲げる経費の明細書及び資金計画書とする。

(補助金の交付方法)

第5条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、事業団の請求により、前条の資金計画書に基づき交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(検査等)

第6条 市長は事業団に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度の予算に基づく補助金の交付については、廃止前の春日井市協会公社等運営費補助金交付要綱の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。